

知的障害者
旅客運賃割引規程
(嵐山線・鋼索線・架空索道)

1991. 12. 1制定

2019. 7. 1改正

京福電気鉄道株式会社

知的障害者旅客運賃割引規程

(嵐山線・鋼索線・架空索道)

(適用範囲)

第1条 この規程は知的障害者が単独又は介護者とともに、当社線及び連絡運輸の取扱いをする他社線（以下連絡他社線という。）を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発行児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者とする。

2 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 第1種知的障害者とは次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

イ 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

・日常生活における基本的な動作(食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等)が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。

・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。

ロ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

(2) 第2種知的障害者とは前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。ただし、特に事情があると当社係員が認めたときは、2人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は当社係員が介護能力があると認められる者であってその購入

する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。ただし、6才未満の身体障害者はこのぞく。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は次の通りとする。

- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合及び第1種、第2種の知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
ただし、架空索道については、通学定期乗車券及び回数乗車券は発売していない。

2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注)介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の区間は、当社線及び連絡他社線の各駅相互間とする。

ただし、知的障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、その乗車区間が当社線及び連絡他社線を通じて、片道100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は50パーセントとし、は数計算した額とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(注) 6才未満の知的障害者は無賃であるが、その介護者についても割引の取扱をする。

(介護者の同行)

第7条 介護付用乗車券は知的障害者と、その介護者が同一の列車により、乗車する場合に限って有効とする。

(発行方)

第8条 知的障害者が療育手帳を呈示して、乗車券の購入を申し出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、相当乗車券面(往復券及び回数券については各券片)に、直径約1.5センチメートルの盲の表示をする。

- 2 ワンマンカーにあっては、療育手帳の確認をした上で、普通旅客については、割引の運賃額を収受する。

(注) 介護付用乗車券として、小児用定期乗車券を発売する場合は、旅客運賃を割引しないが、乗車券面には盲の表示をする。

(旅客運賃払いもどし及び乗車変更)

第9条 介護付用乗車券の旅客運賃払いもどし及び乗車変更は、知的障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者は乗車券購入の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、当社係員の請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各号の規定以外の取扱方は旅客営業に関する一般の規定による。